



入居募集



●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	旭日	3LDK	平成 10 年	1	23,600 円～ 54,300 円	不可
	末広一区	3DK	昭和 51 年	1	8,400 円～ 15,000 円	可
継続	沢木	2LDK	平成 23 年	1	18,800 円～ 43,100 円	可
	旭日	3LDK	平成 10 年	1	23,600 円～ 54,300 円	不可
	新日の出	2LDK	平成 26 年	1	22,000 円～ 50,500 円	不可
	潮見	3LDK	昭和 62 年	1	17,400 円～ 40,000 円	不可
	魚田	3DK	昭和 52・53 年	2	9,100 円～ 17,700 円	可
	幌内	3LDK	昭和 51 年	2	7,800 円～ 14,400 円	可

**入居資格**  
**《共通事項》**  
 ・雄武町内に住所を有する人または有することになる人。  
 ・町税などに滞納がないこと。  
**●町営住宅（団地）**  
 ・所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。

※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与と所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養控除等を差し引いた額を12で除したものです。  
 ※裁量世帯とは、高齢者世帯（60歳以上）、高齢者と18歳未満の世帯などです。



雄武町長杯少年野球大会の開催

**北海道最低賃金の改定**  
 西紋別地区の少年野球の普及および少年野球をとおし、児童の健全な精神を育むことを目的として、雄武町長杯少年野球大会を開催します。お知らせします。  
**日時** 10月8日(月) 8時30分  
**場所** 雄武町 農村広場  
**問総務課庶務係**

帯、障がい者（障がいの程度による）がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯（小学生以下の児童がいる場合も可）などです。  
**申込方法**  
 ・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。  
 ・30年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。  
 ・町営住宅に申し込みの際は、マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。  
**選考方法**  
 ・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。  
 ・※住宅の情報は、ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。  
<http://www.town.ounu.hokkaido.jp/>  
 ※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。  
**応募締切** 10月15日(月)  
**新規** 10月15日(月)  
**継続** 随時受付  
 ※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。  
**問税財管理課管財係**

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。  
**時間額** 835円  
**効力発生日** 10月1日(月)  
 ※最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金は算入されません。  
 ※事業を営む使用者およびその事業場が最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。  
**問名寄労働基準監督署**  
 ☎ 01654・2・3186

「巡視船そらち」入港式の開催

この度、最新鋭の装備を備えたPM57「巡視船そらち」が紋別海上保安部の所属船として新たに配備されることとなりました。  
 「巡視船そらち」は、10月8日(月)11時頃、紋別港第2埠頭東岸壁前面に到着予定で、同岸壁に着岸後、初入港を記念して入港式を行います。入港の様子、式典はどなたでも見学可能となっています。  
 なお、一般公開は当日は行わず、

11月上旬に予定していますので、船内の見学を希望される人は、紋別海上保安部のホームページなどで後日広報する、一般公開の実施日時などを確認ください。  
**問紋別海上保安部**  
 ☎ 0158・23・0118

大規模な土地取引には届出を

土地の売買・交換・営業譲渡など、大規模な面積の土地取引に係る契約を締結した場合には、役場を通じて

北海道に届け出が必要です。  
 町では取引面積が、都市計画区域で5千㎡以上、その他の区域で1万㎡以上の場合に届け出が必要となります。  
**届出者** 土地の権利取得者  
 ※売買であれば買主  
**届出期限** 契約締結日を含め2週間以内  
**届出事項**  
 ・契約当事者の氏名・住所など  
 ・契約締結年月日  
 ・土地の所在・面積  
 ・権利の種類・内容

取得した土地の利用目的  
 ・土地対価の額  
**提出書類**  
 ・届出書（窓口備え付け）  
 ・土地取引に係る契約書の写し、またはこれに代わる書類  
 ・土地位置図（5万分の1以上の地形図）  
 ・土地および付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面、土地の形状を明らかにした図面  
 ・その他（委任状など）  
**問財務企画課企画調整係**

Information

「健全化判断比率」と「資金不足比率」の公表

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の決算状況を財政健全化の指標（健全化判断比率・資金不足比率）で表して公開するもので、雄武町の財政健全化の指標を平成 29 年度決算状況に基づき下記のとおり算定しましたのでお知らせします。

なお、資金不足比率については、簡易水道事業、公共下水道事業、国民健康保険病院事業のいずれの会計においても資金不足がないため、それぞれの比率は生じません。

国が示す早期健全化基準を下回り、町の財政状況は「健全」であると判断できますが、町の財政が厳しい状況であることに変わりはなく、今後も財政健全化維持に努めます。

●平成 29 年度 健全化判断比率

比率の種類	雄武町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- (-)	15%	20%
連結実質赤字比率	- (-)	20%	30%
実質公債費比率	6.4 (6.0)	25%	35%
将来負担比率	- (-)	350%	

「-」は比率が生じないことを表す。（括弧内は前年度数値）

雄武町は実質赤字、連結実質赤字、将来負担比率が発生しないため、それぞれの比率は算定されませんが、比率が早期健全化基準を上回ると、状態が良くないことを表し、財政再生基準を上回ると、深刻な状況であることを表します。

※雄武町公式ホームページにも掲載しています。

問財務企画課財政係